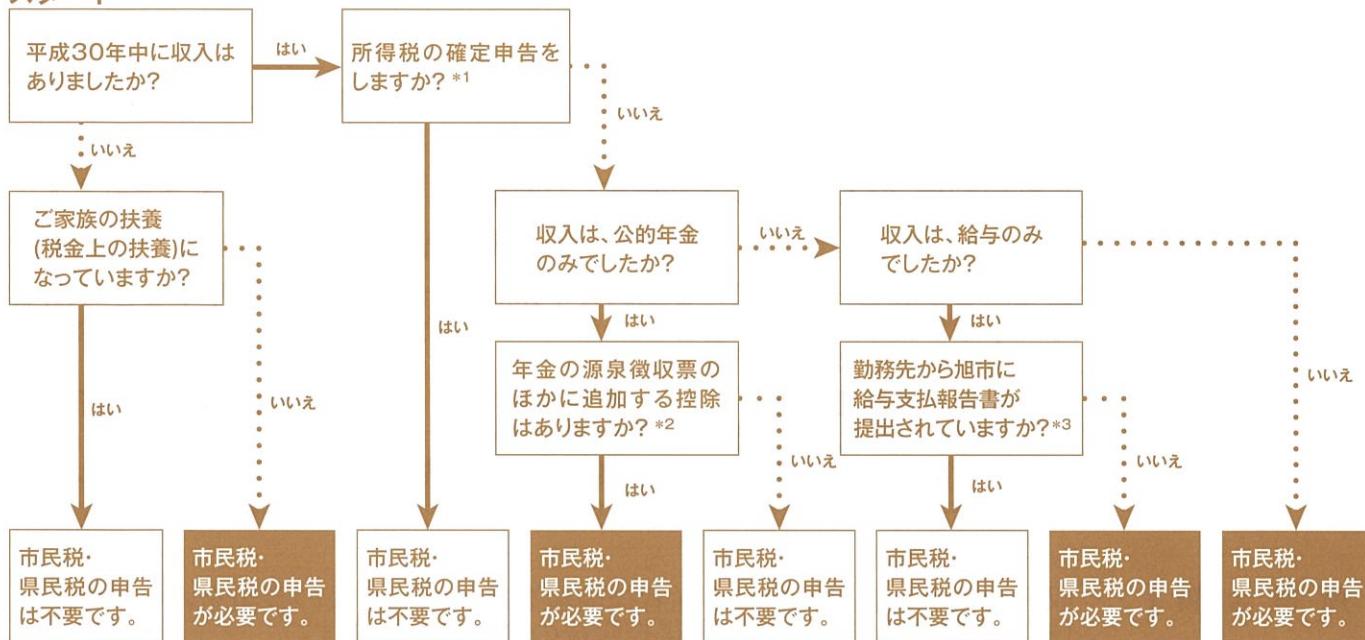


平成31年度 市民税・県民税の申告について

この申告書は、平成31年度市民税・県民税の賦課資料として大切なものです。また、各種証明書の発行に必要となるほか、国民健康保険税や介護保険料等の算定にも影響がありますので、下記のフローチャートを参考にしていただき、申告が必要な方は申告期限（3月15日）までに必ず提出してください。

スタート



*1 確定申告が必要な方(主な例)

- ・所得税の還付を受ける方
- ・給与収入が2,000万円を超える方
- ・給与所得者で主たる給与以外の所得合計が20万円を超える方
- ・公的年金収入が400万円以下の方で、公的年金以外の所得合計が20万円を超える方
- ・営業、農業、不動産、譲渡所得などの所得があり、所得税を納税する必要がある方
- ・公的年金収入が400万円を超える方

*2 扶養控除や生命保険料控除など。

*3 提出の有無は勤務先にご確認ください。

個々の状況によって、このフローチャートに該当しない場合がありますので、くわしくは税務課課税班(TEL 0479-62-5321)へお問い合わせください。

○申告の際に必要なもの

- 同封の市民税・県民税申告書
- 印かん
- 給与所得の源泉徴収票
- 公的年金等の源泉徴収票
- 報酬・配当等の支払調書
- 営業・農業・不動産所得などの収入及び必要経費がわかる収支内訳書または帳簿など
 - * 収入や必要経費は事前に集計してください。
 - * 昨年の申告書・収支内訳書等の控えがありましたら持参してください。
- 各種控除に必要な証明書・領収書
 - * 生命保険料・地震保険料の控除証明書、社会保険料の支払証明書や領収書（国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料・国民年金など）
- 医療費控除の際には医療費の明細書、セルフメディケーション税制を利用する場合には明細書及び一定の取組を行ったことを明らかにする書類
- 番号確認書類…①または②+③のいずれか
 - ①マイナンバーカード
 - ②通知カードやマイナンバーが記載された住民票の写しなど（番号確認書類）
 - ③運転免許証、公的医療保険の被保険者証、パスポート、身体障害者手帳、在留カードなど（本人確認書類）
- * 代理人の方が来庁される場合、郵送で提出する場合にも申告者の上記書類の写しが必要となります。

○郵送による申告について

申告会場での申告相談は混雑が予想されます。できるだけ郵送での提出にご協力をお願いいたします。

郵送による申告をされる方で、申告書受付書の返送を希望される方は、ご自身宛の返信用封筒（切手を貼ったもの）を同封してください。

○提出に際してのお願い

旭市では、提出された書類の返却や市民税・県民税申告書の控えの発行は行っていません。控えが必要な方は、提出前にコピーをお取りいただきか、同封の市民税・県民税申告書（控）用紙をご本人控えとしてご利用ください。

申告書の提出期限は3月15日(金)です。

○期限間際は大変混み合いますので、早めの申告にご協力ください。

受付時間 平日 午前8時30分～4時（相談は5時まで）

所得税の確定申告のお問い合わせ 銚子税務署 電話 0479(22)1571
市・県民税の申告のお問い合わせ 旭市役所税務課 電話 0479(62)5321